

## ビデオ・DVD等利用申込書

◆ビデオ・DVDの利用にあたっては、下記の「研修用貸出しビデオテープ等利用要領」を遵守し利用します。

申し込み者	会社名	ふりがな (担当者氏名)	
	住所	〒 -	
	電話番号	( )	
利用期間 ※期間厳守	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで <u>利用開始日から 20 日より前の申込書提出は受け付けません。</u>		
ビデオ・DVD ナンバー及び タイトル	No :	タイトル :	
	No :	タイトル :	
	No :	タイトル :	
受取り方法	①県ト協にて直接受取り ②宅配便にて受取り (いずれかの番号に○印をして下さい)		
返却方法	①県ト協にて直接返却 ②宅配便にて返却 (いずれかの番号に○印をして下さい)		

## 「研修用貸出しビデオテープ等利用要領 (抜粋)」

- 第3条 (利用期間)** ビデオ・DVD等の利用期間は、原則として貸出し日から7日間を限度とする。
- 第4条 (貸出本数)** ビデオ・DVD等の貸し出し本数は、原則として1企業1回あたり3本を限度とする。
- 第7条 (返 却)** ①利用者は、利用申込書に記載した利用期間を終了したときは、直ちに協会に返却しなければならない。  
②返却の際、協会に送付する場合の送料は、利用者が負担する。
- 第8条 (取消変更)** 利用の申し込みをした者が、その利用を取り消し又は変更しようとするときは、速やかに協会に申し出た上で、協会の指示に従わなければならない。
- 第9条 (利用心得)** ①利用にあたっては、破損しないように丁寧な扱いを心掛けること。  
②破損した場合は、速やかに協会に連絡すること。  
③返却の際は、必ず巻き戻しておくこと。  
④次の利用者の利用を考慮して取り扱うこと。  
⑤その他、協会の指示に従うこと。
- 第10条 (弁 償)** ①利用者が、故意又は過失によってビデオ・DVD等を破損又は紛失した場合は、速やかに協会に申し出たうえで、弁償金を支払わなければならない。  
②弁償金額は、法定耐用年数は5年、残存価格は税込価格の10%とし、定率法により減価償却費を算出して決定する。
- 第11条 (そ の 他)** この要領に定めていない事項については、必要に応じ協会の指示に従わなければならない。

問い合わせ・お申し込み

(公社)福岡県トラック協会 業務二課 (Tel 092-451-7845・Fax 092-451-7964)